

郡山市教育委員会公告第 12 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7（2025）年 7 月 18 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 業務概要

- 1 業務名 2026 年郡山市ハタチのつどい企画運営業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 20 日まで
- 4 提案上限金額 ￥8,008,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案上限金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※上記金額を超えた提案は、失格とする。

第 2 参加資格

- 1 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものでないこと。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
 - (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
 - (5) 過去に国又は地方公共団体と同種又は同規模の契約を締結し、これを全て誠実に履行した実績を有すること。

第3 実施要領及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/51400.html>

第4 担当部局

〒963-8601

郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市役所本庁舎 5 階

郡山市教育委員会教育総務部生涯学習課支援係

TEL 024-924-2441 FAX 024-935-7834

E-mail gakusyu-sien@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書及び企画提案書並びに添付書類の提出

- 1 提出期限 令和7年8月15日（金）17時15分（必着）
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎5階 郡山市教育委員会教育総務部生涯学習課
- 3 提出方法 郵送又は持参による。

※郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 2026年郡山市ハタチのつどい企画運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 委託候補者の決定

2026年郡山市ハタチのつどい企画運營業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の特定から契約締結までに「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 委託料の支払いについては、発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から 30 日以内に行うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に関する費用は、申込者の負担とする。
- 4 提出書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）及び本プロポーザル実施要領による。